

## 令和8年度（2026年度）

### グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

#### 手続きの手引き

（2026年5月）

##### <お問い合わせ先・申請書の提出先>

公益財団法人 東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）  
都市エネ促進チーム

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 17階

TEL：03-5990-5175

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

##### <ホームページ URL>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-hydrogen-equipment>

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事等が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

## 助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業（以下「本事業」といいます。）については、グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業実施要綱（令和7年3月6日付6産労産新第689号）。以下「実施要綱」といいます。）及びグリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業助成金交付要綱（令和7年7月24日付7都環公地温第2930号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
  2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
  3. 助成対象経費について、交付決定前に、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。（ただし、別に定めのある場合を除く。）
  4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年10.95パーセントの利率）を加えてお返しいただくこととなります。
  5. 交付要綱等に記載の有無にかかわらず、法令違反等が発覚した場合は、交付決定取消となる場合があります。
-

## 目次

1. 事業の概要.....	1
1.1. 目的.....	1
1.2. 事業のスキーム.....	1
1.3. 申請手続きの流れ.....	2
1.4. 助成内容.....	3
1.4.1. 助成対象事業者.....	3
1.4.2. 助成対象事業.....	4
1.4.3. 助成対象経費.....	10
1.4.4. 助成金の額.....	14
1.4.5. 交付の条件.....	14
1.4.6. 契約について.....	19
2. 申請の方法.....	19
2.1. 募集期間（令和8年度分）.....	20
2.2. 申請書類の提出.....	20
2.3. 事業計画作成及び申請に当たっての留意事項.....	22
2.4. 審査.....	23
2.5. 交付決定.....	24
2.6. 助成事業の着手から工事完了まで.....	24
2.7. 助成金の額の確定.....	27
2.8. 助成金の交付.....	28
2.9. 交付決定の取消し.....	28
2.10. 交付決定後の注意事項.....	29
2.11. 調査等、指導・助言.....	30
2.12. 個人情報等の取り扱い.....	30
2.13. 不正手続等に対する措置（交付要綱第24条の2参照）.....	30
3. よくある質問等（Q&A）.....	34

---

## 1. 事業の概要

### 1.1. 目的

本事業は、都内の事業所等においてグリーン水素製造設備、グリーン水素貯蔵設備、グリーン水素運搬設備又は水素利用機器を導入・整備する者に対し、その経費の一部を助成することにより、グリーン水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的として、グリーン水素製造設備等の導入を推進するものです。

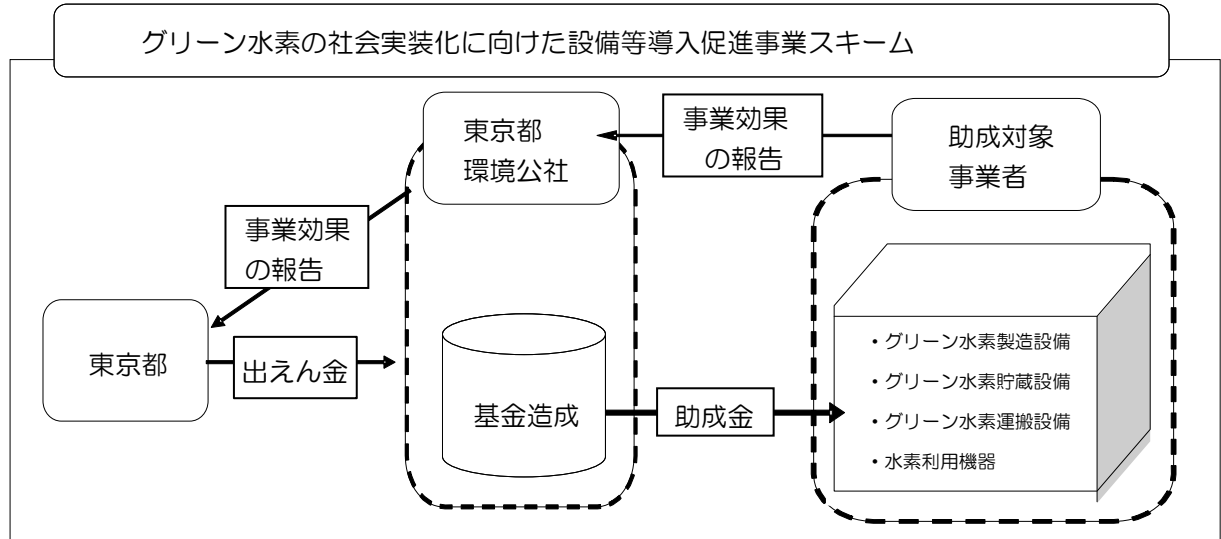
### 1.2. 事業のスキーム

#### 【都の出えん金による基金造成】

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

#### 【基金を活用した助成事業】

公社は基金を原資として、助成対象となるグリーン水素製造設備等を設置した事業者に対して、その経費の一部について助成を行います。



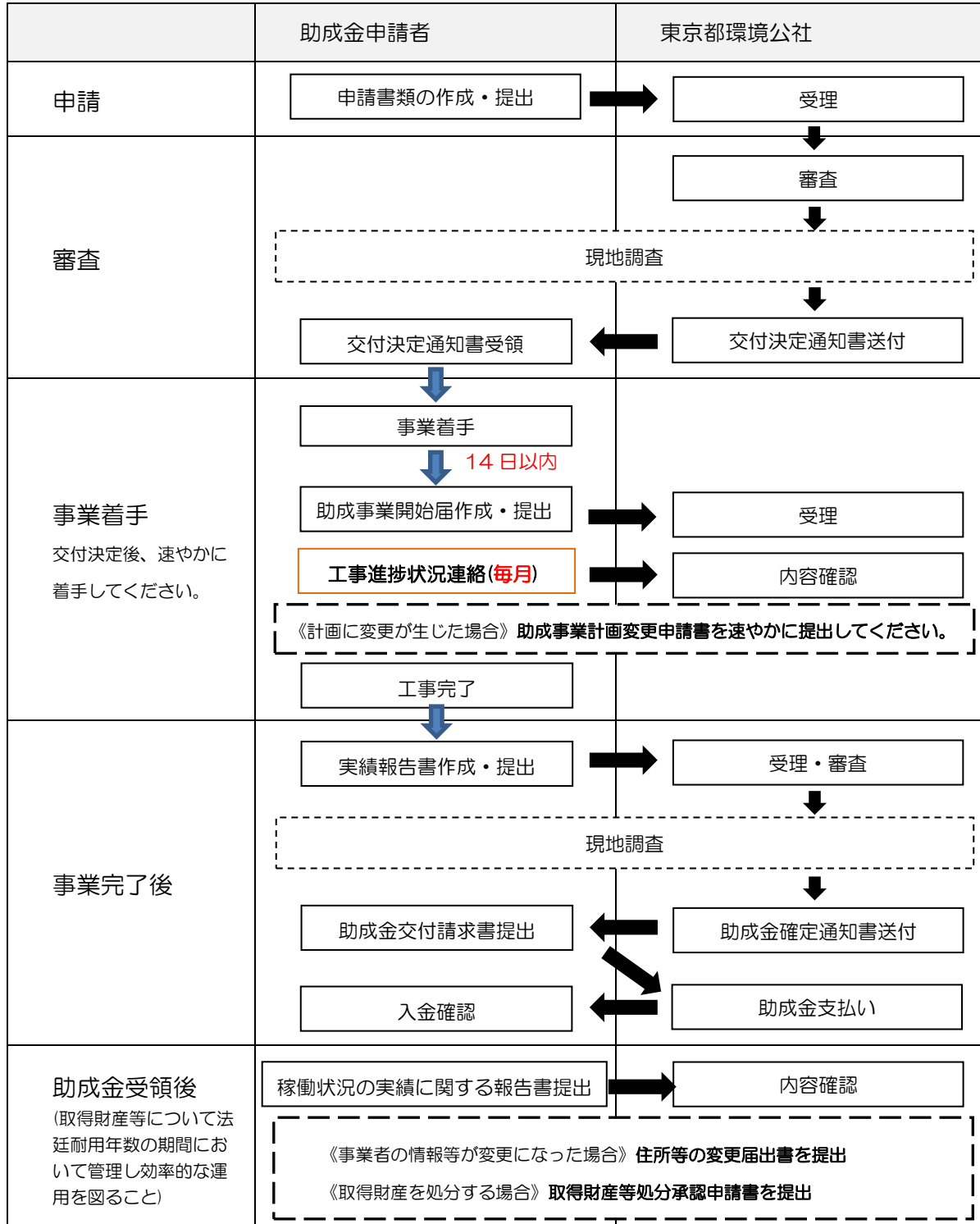
#### ●事業実施期間

令和7年度から令和11年度まで行い、申請の受付については年度毎に行います。

令和8年度の募集締切は令和9年3月31日です。

※締切期限については予算消化の状況によって早まる可能性があります。

### 1.3. 申請手続きの流れ



※申請書と添付書類に不足がある場合は受理できません。

※稼働状況の実績に関する報告書については、実績報告書を提出した日が属する年度の翌年度から3箇年度の実績を報告いただくものとなります。

※現地調査については、公社が必要と判断した場合に行います。現地調査の有無については、審査の中で別にご連絡します。

※区市町村等都内の地方公共団体は一部流れが異なりますので、直接お問い合わせください。

## 1.4. 助成内容

### 1.4.1. 助成対象事業者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に挙げる者とします。

#### (1) 助成対象事業実施者

本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する者

- ・ 民間事業者：都内に事業所又は事務所を有する法人又は個人の事業者
- ・ 区市町村等都内の地方公共団体
- ・ 独立行政法人<sup>※1</sup>又は地方独立行政法人<sup>※2</sup>
- ・ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ・ 特別法の規定に基づき設立された法人又は共同組合等
- ・ 法律により直接設立された法人
- ・ その他都が認める者

※1 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する

※2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する

#### (2) E S C O事業者

助成対象設備に係るパフォーマンス契約等を助成対象事業実施者と締結し、共同で事業を実施するE S C O事業者（助成対象事業実施者と共同申請する場合に限る。）

#### (3) リース事業者

助成対象設備に係るリース契約等を締結し、共同で事業を実施するリース事業者（助成対象事業実施者と共同申請する場合に限る。）

#### (4) 管理組合法人

助成対象事業で設置する助成対象設備が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者の全員の共有に属する場合にあっては、同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人

ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 過去に税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

### 1.4.2. 助成対象事業

助成対象となる事業区分（設備）は4～10ページに記載している（1）～（16）のとおりとし、これらを組み合わせて申請することが可能です。

なお、各設備の全ての要件を満たすものを助成対象とします。

グリーン水素（実施要綱第3 1）

再生可能エネルギー※により発電した電力を用いて水の電気分解をすることにより製造される水素

都外（実施要綱第3 13）

東京電力管内（千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、神奈川県、静岡県富士川より東の区域）を指す。

※再生可能エネルギー…太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス発電

#### (1) グリーン水素製造設備（都内）

- ① 都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書の自動車使用の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に、燃料として水素を供給するために必要な水素製造の設備であること。
- ② 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内又は事業所外の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。  
 なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ、電力として活用可能である場合にあっては、当該設備から電力の供給を受けることができること。  
 （電力の調達方法等については、申請書記載事項となるため事前に相談すること※<sup>1</sup>。また、再エネ電力証書の購入・環境価値による対応は対象にならないので注意すること。）
- ③ 社会実装段階であること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発の設備などは除く。）
- ④ 災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給（事業所外で製造されたグリーン水素を都内においての供給に利用する場合の設備にあっては供給）を継続できるもの（機能が一部制限される場合も含む。）であること。
- ⑤ 設置する設備は未使用品であること。
- ⑥ 新規設置又は更新設置であること。

#### (2) グリーン水素製造設備（都外）

- ① 都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書の自動車使用の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に燃料として水素を供給するために必要な水素を製造する設備であって、水素の製造量が時間当たり10N<sup>m</sup>以上であること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

- ② 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内又は事業所外の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。  
なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ、電力として活用可能である場合にあっては、当該設備から電力の供給を受けることができること。  
（電力の調達方法等については、申請書記載事項となるため事前に相談すること<sup>\*</sup>  
<sup>1</sup>。また、再エネ電力証書の購入・環境価値による対応は対象にならないので注意すること。）
- ③ 社会実装段階であること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ④ 災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給（事業所外で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合の設備にあっては供給）を継続できるもの（機能が一部制限される場合も含む。）であること。
- ⑤ 設置する設備は未使用品であること。
- ⑥ 新規設置又は更新設置であること。
- ⑦ 東京都内への水素の供給及び東京都内での利用を水素製造量の2分の1以上とすること。
- ⑧ 設置した住所の基礎自治体と連携して自然災害等への対応を取ることができる体制・計画を整備すること。

(3) グリーン水素貯蔵設備（都内）

- ① グリーン水素を貯蔵し、主に都内で活用（都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書の自動車使用の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に燃料として水素を供給）するために必要な設備であること。
- ② 社会実装段階であること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ③ 設置する設備は未使用品であること。
- ④ 新規設置又は更新設置であること。
- ⑤ 貯蔵する水素はグリーン水素であること。
- ⑥ 水素貯蔵容器に充填するための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって、取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑦ 圧縮装置等の水素供給のための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって取扱う水素についてはグリーン水素であること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

(4) グリーン水素貯蔵設備（都外）

- ① グリーン水素を貯蔵し、主に都内で活用（都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書 of 自動車使用の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に燃料として水素を供給）するために必要な設備であること。
- ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ③ 設置する設備は未使用品であること。
- ④ 新規設置又は更新設置であること。
- ⑤ 貯蔵する水素はグリーン水素であること。
- ⑥ 水素貯蔵容器に充填するための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって、取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑦ 圧縮装置等の水素供給のための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑧ グリーン水素の貯蔵量の2分の1以上を東京都内へ供給すること。

(5) グリーン水素運搬設備（都内）

- ① グリーン水素を運搬し主に都内で活用する（都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書 of 自動車使用の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に燃料として水素を供給）ために必要な設備であること。
- ② 水素の特性を踏まえた、保安及び安全性を維持できるものであること。
- ③ 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ④ 設置する設備は未使用品であること。
- ⑤ 新規設置又は更新設置であること
- ⑥ 運搬する水素はグリーン水素であること。
- ⑦ 貯蔵容器等に充填するための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって、取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑧ 圧縮装置等グリーン水素供給のための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって取扱う水素についてはグリーン水素であること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

(6) グリーン水素運搬設備（都外）

- ① グリーン水素を運搬し主に都内で活用する（都内で使用する燃料電池車両（自動車検査証又は自動車検査証記録事項証明書の本拠の位置が都内）又は都内に設置した水素利用機器に燃料として水素を供給）ために必要な設備であること。
- ② 水素の特性を踏まえた、保安及び安全性を維持できるものであること。
- ③ 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ④ 設置する設備は未使用品であること。
- ⑤ 新規設置又は更新設置であること。
- ⑥ 運搬する水素はグリーン水素であること。
- ⑦ 貯蔵容器等に充填するための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって、取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑧ グリーン水素の圧縮装置等の供給のための設備については、既設のグリーン水素の製造設備から都内事業所に供給するために必要な設備であって、取扱う水素についてはグリーン水素であること。
- ⑨ グリーン水素運搬量の2分の1以上を東京都内へ供給すること。

(7) 純水素型燃料電池

- ① 定格運転時における平均の総合効率が、低位発熱量基準を適用する場合にあっては60パーセント以上、高位発熱量基準を適用する場合にあっては51パーセント相当以上であること。ただし、発電した電力のみを利用する場合にあっては、低位発熱量基準を適用するときは40パーセント以上、高位発熱量基準を適用するときにあっては34パーセント相当以上であること。
- ② 自立分散型電源であり、定置式のものであること。
- ③ 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ④ 設置する設備は未使用品であること。
- ⑤ 新規設置又は更新設置であること。

(8) 業務・産業用燃料電池

- ① 燃料電池ユニットに、固体酸化物形燃料電池を活用したものであること。
- ② 定格運転時における平均の総合効率が、低位発熱量基準を適用する場合にあっては60パーセント以上、高位発熱量基準を適用する場合にあっては54パーセント相当以上であること。ただし、発電した電力のみを利用する場合にあっては、低位発熱量基準を適用するときは60パーセント以上、高位発熱量基準を適用するときにあっては54パーセント相当以上であること。
- ③ 自立分散型電源であり、定置式のものであること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

- ④ 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ⑤ 設置する設備は未使用品であること。
  - ⑥ 新規設置又は更新設置であること。
- (9) 水素燃料ボイラー（専焼）
- ① 東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定<sup>※2</sup>を受けた設備（助成対象事業の交付決定時までに認定される設備を含む。）であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (10) 水素燃料ボイラー（混焼）
- ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入するボイラーと同規模の都市ガス等を燃料としたボイラーと同等若しくは以下であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
  - ⑥ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (11) 温水発生機（専焼）
- ① 東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定<sup>※2</sup>を受けた設備（助成対象事業の交付決定時までに認定される設備を含む。）であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (12) 温水発生機（混焼）
- ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する温水発生機と同規模の都市ガス等を燃料とした温水発生機と同等若しくは以下であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

- ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
  - ⑥ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (13) 冷温水発生機（専焼）
- ① 東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定<sup>※2</sup>を受けた設備（助成対象事業の交付決定時までには認定される設備を含む。）であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (14) 冷温水発生機（混焼）
- ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する温水発生機と同規模の都市ガス等を燃料とした温水発生機と同等若しくは以下であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
  - ⑥ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (15) 水素バーナー
- ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する水素バーナーと同規模の都市ガス等を燃料としたバーナーと同等若しくは以下であること。
  - ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
  - ③ 設置する設備は未使用品であること。
  - ④ 新規設置又は更新設置であること。
  - ⑤ 水素混焼製品の場合には年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
  - ⑥ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。
- (16) 水素エンジン発電機
- ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する水素エンジン発電機と同規模の都市ガス等を燃料としたバーナーと同等若しくは以下であること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

- ② 社会実装段階のものであること。（販売及び保守管理等の体制が確立されているものであって、実証及び研究開発設備などは除く。）
- ③ 設置する設備は未使用品であること。
- ④ 新規設置又は更新設置であること。
- ⑤ 水素混焼製品の場合には、年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
- ⑥ 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。

※1 <電力調達方法の一例>

- ア 再生可能エネルギーによる発電設備で発電した電力を調達
- イ 小売電力事業者等が提供する再エネ電力メニューを契約して購入
- ウ 上記アとイを組み合わせて調達

※2 東京都低NOX・低CO2小規模燃焼機器認定制度

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/torikumi/nox\\_co2/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/torikumi/nox_co2/)

### 1.4.3. 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

区分	費目	定義
1. 設計費	(1) 設計費	設備機器の設計費、土木・建設工事の設計費（土質調査、測量を含む。）、図書作成費
	(2) 官公庁申請費	高圧ガス製造許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の届出費用、届出図書作成費
2-1. グリーン水素製造設備一式	(1) 再生可能エネルギー発電設備	太陽光パネル・風車等の発電設備、パワーコンディショナ、蓄電池設備、系統連系保護装置、接続箱、その他必要な設備
	(2) 受変電設備	受電・配電盤、付帯機器
	(3) 水素製造設備	水素製造装置本体、補機、接続配管類
	(4) 圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機、接続配管類
	(5) 蓄圧器	ガス容器本体、補機、接続配管類、架台、カバー
	(6) ディスペンサー	ディスペンサー本体、補機、充填ノズル、接続配管類、キャノピー、防護柵、障壁、充填管理システム、通信機器（充填用）
	(7) プレクーラー	プレクール熱交換器、冷凍機、補機、接続配管類
	(8) 冷却水装置	冷却水供給装置、補機、接続配管類

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

区分	費目	定義
	(9) 計装空気設備・窒素設備	計装空気圧縮機、窒素設備、補機、接続配管類
	(10) 散水設備・貯水槽・防消火設備	冷却散水ポンプ、貯水槽、補機、接続配管類、防消火設備
	(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備	制御装置・監視装置・検知警報設備（防犯、セキュリティ設備、避雷針等）、通報装置、非常停止装置、警戒標票、安全及び保安設備、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(12) その他設備	上記のほか、対象設備及び燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備
2-2. グリーン水素貯蔵設備一式	(1) グリーン水素貯蔵設備	水素タンク本体、水素トレーラー本体（トレーラーヘッド・トラクタは含まない。）、水素カードル本体、水素吸蔵合金本体、圧縮装置本体、蓄圧器本体、充填・取り出しに必要な設備、補機（グリーン水素貯蔵設備に係る設備）、配管類
	(2) 制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3) 付属品	配管、当該設備の保管設備、搬出・搬入設備、窒素設備
	(4) その他	安全上必要な設備、その他グリーン水素貯蔵設備導入に必要な設備
2-3. グリーン水素運搬設備一式	(1) グリーン水素運搬設備	水素カードル本体、水素トレーラー本体（トレーラーヘッド・トラクタは含まない。）、水素吸蔵合金本体、圧縮装置本体、充填・取り出しに必要な設備、補機（グリーン水素運搬設備に係る設備）、配管類
	(2) 制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3) 付属品	配管、当該設備の保管設備、搬出・搬入設備、窒素設備
	(4) その他	安全上必要な設備、その他グリーン水素運搬設備導入に必要な設備
2-4. 純水素型燃料電池設備一式	(1) 燃料電池ユニット	燃料電池本体、補機、配管類
	(2) 貯湯ユニット・熱交換器	貯湯ユニット本体、熱交換器本体、補機、配管類
	(3) 補機ユニット・制御システム関連装置・配電盤	制御装置、配電盤、操作盤、逆潮流防止設備、自立分散電源設備（自立運転用の蓄電池ユニット等）、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(4) 付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(5) その他	安全上必要な設備、その他純水素型燃料電池設置に必要な設備

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

区分	費目	定義
2-5. 業務・産業用燃料電池設備一式	(1)燃料電池ユニット	燃料電池本体、補機、配管類
	(2)貯湯ユニット・熱交換器	貯湯ユニット本体、熱交換器本体、補機、配管類
	(3)補機ユニット・制御システム関連装置・配電盤	制御装置、配電盤、操作盤、逆潮流防止設備、自立分散電源設備（自立運転用の蓄電池ユニット等）、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(4)付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(5)その他	安全上必要な設備、その他業務・産業用燃料電池設置に必要な設備
2-6. 水素燃料ボイラー設備一式	(1)水素燃料ボイラーユニット	水素燃料ボイラー本体、補機（水素燃料ボイラーに係る設備）、配管類
	(2)制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3)付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(4)その他	安全上必要な設備、その他水素燃料ボイラー設置に必要な設備
2-7. 温水発生機一式	(1)温水発生機ユニット	温水発生機本体、補機（温水発生機に係る設備）、配管類
	(2)制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3)付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(4)その他	安全上必要な設備、その他温水発生機設置に必要な設備
2-8. 冷温水発生機一式	(1)冷温水発生機ユニット	冷温水発生機本体、補機（冷温水発生機に係る設備）、配管類
	(2)制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3)付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(4)その他	安全上必要な設備、その他冷温水発生機設置に必要な設備
2-9. 水素バーナー一式	(1)水素バーナーユニット	水素バーナー本体、補機（水素バーナーに係る設備）、配管類
	(2)制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3)付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(4)その他	安全上必要な設備、その他水素バーナー導入に必要な設備

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

区分	費目	定義
2-10. 水素エンジン 発電機一 式	(1) 水素エンジン発 電機ユニット	水素エンジン発電機本体、補機（発電機に係る設備）、 配管類
	(2) 制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）
	(3) 付属品	水素貯蔵設備、窒素設備
	(4) その他	安全上必要な設備、その他水素エンジン設置に必要な設 備
3. 工事費 ※1	(1) 基礎工事費	設備設置に係る基礎工事（トレンチ等の配管を敷設する 為の工事を含む。）
	(2) 現地配管工事費	設備設置に係る配管工事（防消火配管等を含む。）
	(3) 据付工事費	設備設置に係る据付工事費
	(4) 試運転調整費	設置設備に係る試運転調整費
	(5) 舗装工事費	屋外設置設備及び付属配管の埋設部分の舗装工事費、法 定緑化工事費、砕石敷費 ※車両停車位置等の表示を含む。
	(6) 給排水設備工事 費	敷地内給水・排水に係る設備一式の設備工事費（冷却水 などの給水、散水、雨水等の排水等）※材料費を含む。
	(7) 照明設備工事費	必要な照度を確保するための照明設備工事費（法規等に 定めるものを含む。）
	(8) 電気工事費	設備機器一式に係る電気工事費※材料費を含む。
	(9) 組立費	水素カードル、水素トレーラー及び水素吸蔵合金等 水素運搬が可能なように自社で施工し組み上げる場合の 組立費
	(10) その他	安全上必要な設備、その他必要な工事費
4. 諸経費	(1) 工事負担金等に 要する費用	電気、ガス、又は水等の供給に係る工事費負担金等
	(2) その他間接経 費・管理費等	共通仮設費、現場管理費、一般管理費、諸経費（その他 必要な経費で会社が認める経費）

※1 対象設備を設置する事業所内に限る。

注1 上記設計費、設備費、工事費及び諸経費に係る消費税相当額は、助成対象経費となりませ  
ん。

注2 土地の取得及び賃借に要する経費は対象になりません。

注3 過剰であると見なされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業  
以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。

注4 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。

注5 移設費、処分費は対象になりません。

注6 配管及び配線については、対象設備に関係するものが対象となります。

注7 事業計画により、助成対象経費が按分される場合があります。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

注8助成対象機器のうち、系統に直接接続する機器はセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）認証機器であること。

1.4.4. 助成金の額

各助成対象設備の助成率、助成上限額については以下の表となります。

助成対象設備	助成限度比率	助成上限額
グリーン水素製造設備 (都内)	助成対象経費の2/3 <sup>※1</sup>	3億円/設備一式 (台)
グリーン水素製造設備 (都外) (通常時において水素製造能力 が10Nm <sup>3</sup> /時間を超えるもの)	助成対象経費の2/3 <sup>※1</sup>	3億円/設備一式 (台)
グリーン水素貯蔵設備 (都内/都外)	助成対象経費の2/3 <sup>※1※2</sup>	3億円/設備一式 (台)
グリーン水素運搬設備 (都内/都外)	助成対象経費の2/3 <sup>※1※2</sup>	3億円/設備一式 (台)
純水素型燃料電池	助成対象経費の2/3 <sup>※1</sup>	3億円/設備一式 (台)
業務・産業用燃料電池	助成対象経費の2/3 <sup>※1</sup>	3億円/設備一式 (台)
水素燃焼機器 <sup>※3</sup> (専焼)	助成対象経費の2/3 <sup>※1</sup>	3億円/設備一式 (台)
水素燃焼機器 <sup>※3</sup> (混焼)	助成対象経費の1/2 <sup>※1</sup>	2億2千5百万円 /設備一式(台)

※1 国等補助金を併用する場合は、助成対象経費から国等補助金を差し引いた額に都補助率を乗じた額とする。

※2 他設備と重複がある場合は、対象としない。

※3 水素ボイラー、温水発生機、冷温水発生機、水素バーナー、水素エンジン発電機

※4 助成対象の範囲については、個別にご相談ください。

1.4.5. 交付の条件

助成対象事業者は、以下の交付条件を全て満たす必要があります。

(1) 普及啓発活動の報告

「実績報告書（第18号様式）」の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度の間を「運用報告期間」とし、当該各年度の翌年度の5月末日までに、各年度の普及啓発活動の実績について、「普及啓発活動実施報告書（第6号様式）」を会社に提出すること。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

【普及啓発活動に係る報告期限の参考例】

実績報告書を令和8年度に提出した場合

- ・運用報告期間：令和9年度～令和11年度
- ・普及啓発活動実施報告書提出期限  
1箇年目：令和10年5月末日まで  
2箇年目：令和11年5月末日まで  
3箇年目：令和12年5月末日まで

普及啓発については次のいずれかを実施すること。

(ア) 当該グリーン水素製造設備等の見学会の実施（オンライン見学会も可とする。）

回数：年1回以上とする。

開催規模：10人以上とする。

※10人未満の場合は、複数回の実施で合計10人以上とすること。

※助成事業申請者の関係者（グループ会社の職員など）は含めないこと。

(イ) 自ら管理するホームページにおける、当該グリーン水素製造設備等の概要、設置の意義等について公表（都民向け用）すること。

※写真等を活用し都民が分かりやすいように作成すること。

※3年間継続して公開すること。（プレス資料などの掲載のみは認めない。）

(ウ) 自ら管理するソーシャルメディア（一般公開されていること）において、当該グリーン水素製造設備等の概要、設置の意義等について投稿すること。

回数：年6回以上とする。

(エ) その他都が水素エネルギーの普及促進に資すると認めた取組

※取組の内容は事前に公社にご相談ください。

(2) 実績の報告

設備及び機器ごとに指定する計測値などを、実績報告を行った年度の翌年度から3箇年実施すること。なお、この報告については、計測値を計測した年度の翌年度の5月末日までに行うこと。

事故等が発生した場合には、その対応を公社に相談すること。

① グリーン水素製造設備を設置する場合

- ・再生可能エネルギー発電量、グリーン水素製造量及び水素充填量を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- ・運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「再生可能エネルギー発電量、グリーン水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書（第7号様式その1）」及び「月別の再生可能エネルギー発電量、グリーン水素製造量、水素充填量の実績及び水素の利用先に関する情報等」を公社に提出すること。
- ・昨年度の実績値は、製造総量、製造平均（ $\text{N m}^3/\text{月}$ ）を使用すること。

② グリーン水素貯蔵設備を設置する場合

- ・グリーン水素貯蔵設備の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

置し、当該計測値を報告できるようにすること。

- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素供給量及び供給方法等の実績（第7号様式その2）」及び「グリーン水素貯蔵設備の稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）及び充填・供給に係る記録簿、水素の利用先に関する情報等」を公社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、貯蔵総量（N m<sup>3</sup>）を使用すること。

③ グリーン水素運搬設備を設置する場合

- グリーン水素運搬設備の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器等を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素供給量及び供給方法等の実績（第7号様式その3）」及び「グリーン水素運搬設備の稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）及び充填・供給に係る記録簿、水素の利用先に関する情報等」を公社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、運搬総量、運搬平均（N m<sup>3</sup>/月）、充填総量を使用すること。

④ 純水素型燃料電池を設置する場合

- 純水素型燃料電池の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「稼働状況の実績に関する報告書（第7号様式その4）」及び「純水素型燃料電池の稼働状況を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）」を公社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、発電総量、総合効率、水素使用総量を使用すること。

⑤ 業務・産業用燃料電池を設置する場合

- 業務・産業用燃料電池の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「稼働状況の実績に関する報告書（第7号様式その5）」及び「業務・産業用燃料電池の稼働状況を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）」を公社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、発電総量、総合効率、水素使用総量を使用すること。

⑥ 水素燃料ボイラーを設置する場合

- 水素燃料ボイラーの稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素消費量及び相当蒸発量の実績（第7号様式その6）」及び「水素燃料ボイラーの稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）」を公社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、相当蒸発総量、相当蒸発平均（kg/月）、水素使用総量を使

用すること。

⑦ 温水発生機を設置する場合

- 温水発生機の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素消費量及び熱出力量等の実績（第7号様式その7）」及び「温水発生機の稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）」を会社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、発生温水総量、発生温水量平均（L/月）、水素使用総量を使用すること。

⑧ 冷温水発生機を設置する場合

- 冷温水発生機の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素消費量及び電力量等の実績（第7号様式その8）」及び「冷温水発生機の稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）」を会社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、電力総量、水素使用総量を使用すること。

⑨ 水素バーナーを設置する場合

- 水素バーナーの稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素消費量及び熱出力等の実績（第7号様式その9）」及び「水素バーナーの稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）」を会社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、総熱量、水素使用総量を使用すること。

⑩ 水素エンジン発電機を設置する場合

- 水素エンジン発電機の稼働状況を継続して把握するため、必要な計測機器を設置し、当該計測値を報告できるようにすること。
- 運用報告期間においては、当該各年度の翌年度の5月末日までに、「水素消費量及び熱出力等の実績（第7号様式その10）」及び「水素エンジン発電機の稼働実績を検証するために必要な計測機器等の測定値（帳票等）」を会社に提出すること。
- 昨年度の実績値は、発電総量、水素使用総量を使用すること。

※3箇年度の間とは

	1年目	2年目	3年目	4年目
各設備の測定期間	4月から3月までの測定	4月から3月までの測定	4月から3月までの測定	
運用報告期間		1年目の測定結果の報告	2年目の測定結果の報告	3年目の測定結果の報告

- (3) 当該助成対象事業により取得し、整備し又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第8号様式）」を作成の上、管理すること。  
また、「実績報告書（第18号様式）」に添付して報告すること。

(4) 共同申請を行うリース事業者又はE S C O事業者

- ① 助成事業の着手の日までに、リース契約等を締結していること。
- ② 交付申請時点においては、助成金相当額を減額する旨を契約書等に記載すること。  
助成金額の確定後は当該助成金相当額が減額されたことを確認できる変更契約書等の書類を提出すること。
- ③ E S C O事業者にあつては、助成事業の着手の日から実績報告書を提出した翌年度から起算して3箇年度目の末日までの間、業種区分がE S C O事業者である東京都ビジネス事業者であること。

ただし、国、地方公共団体その他の公的機関等と、過去6箇年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績のある場合には、この限りではない。

(5) 他の助成金の併用

- 本助成金の交付申請を行うまでに受領可能な国その他の団体からの補助金（以下「国等補助金」という。）がある場合は、当該補助金の交付申請を行うこと。  
ただし、国等補助金の申請期間の終了により交付を申請することができない場合、その他公認が認める場合はこの限りでない。
- 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金を重複して受給しないこと。

(6) 本事業に関わる公表の協力

交付決定の通知の後に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名、その他の本事業の実施に関連する事項を公表することがあるため、これを承諾し、かつ、その公表に協力すること。

(7) 現地調査・報告への協力

公社が本事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求める時、又は、現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(8) 交付決定の取消し

- 公社が規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うこと。
- 公社が助成金の全部又は返還を請求したときは、指定する期限までに違約加算金を併せて返還すること。また、公社が指定する期限までに納付がなかった場合は、延滞金の請求を行うものとする。

(9) 設備要件

実績報告書を提出した日から当該提出日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日までの間、グリーン水素製造設備、グリーン水素貯蔵設備、グリーン水素運搬設備又は水素利用機器について該当する交付要綱に定める設備要件表の該当項目を満たすこと。

(10) その他

実施要綱、交付要綱、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。

注1 本事業における、年間及び年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

注2 助成対象設備について、本事業以外に都の助成金等の重複申請は原則行わないこと。

注3 都助成金の交付決定後に、都以外の他の補助金の交付決定を受けた場合、直ちに公社に計画変更申請書を提出すること。

#### 1.4.6. 契約について

助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならないこととします。

ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適切である場合はこの限りではありません。

なお、競争入札を行わない場合は、発注先を選定した理由について、任意の書式（例：業者選定理由書）にてご提出ください（契約前に提出すること。）。



グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

- ④同一の助成対象設備について複数の申請を行う予定がある場合は、事前に公社担当者へご相談ください。
- ⑤申請書類については、必ず公社担当者に事前相談を行った上で、作成してください。
- ⑥申請の内容を都に共有する場合があります。

(2) 提出先メールアドレス

[greenhydrogen\\_equipment@tokyokankyo.jp](mailto:greenhydrogen_equipment@tokyokankyo.jp)

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業担当宛

(3) 問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

都市エネ促進チーム

電話 03-5990-5175

## 2.3. 事業計画作成及び申請に当たっての留意事項

### (1) 事業計画作成及び申請上の留意点

- ① 事業計画の審査は、提出された「助成金交付申請書（第1号様式）」、「助成対象事業実施計画書（第2号様式）」及び関連資料をもとに行います。
- ② 申請書類及び添付書類が全てそろった段階で受理とし、以降審査を開始します。申請に当たって書類等が不足する場合は、受理とならず、審査を開始できませんので御注意ください。
- ③ 会社からの通知文は、「助成金交付申請書（第1号様式）」に記載された助成対象事業者連絡先の住所・部課名・担当者氏名宛に送付いたします。
- ④ 助成対象事業者は、法令等を遵守することを誓約する「誓約書（第3号様式）」を提出してください。共同申請者がいる場合、全員の誓約書を提出してください。
- ⑤ 助成対象事業者が交付要綱第3条第1項第二号ウに該当する場合、区分所有者全員が設備設置及び本事業への申請に賛同したことが分かる同意書を提出してください。
- ⑥ 助成対象設備を設置する建物の所有者が、助成対象事業者と異なる場合は、建物所有者が設備設置と処分制限期間中撤去できない事を承諾する内容の同意書を添付してください。
- ⑦ 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定となる場合があります。
- ⑧ 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。
- ⑨ 申請単位等については、事業スキーム毎に申請をお願いします。
- ⑩ 申請設備・機器について
  - ・ グリーン水素製造設備・グリーン水素貯蔵設備・グリーン水素運搬設備や水素利用機器のユニット等の主要機器の仕様については、機器カタログや図面などから必要事項を正しく記載し、資料として機器のカタログ（仕様の確認ができるもの）及び図面などを添付してください。また、機器配置図に明記してください。
  - ・ 電力及び熱エネルギーの計測点（電力：電流・電圧、熱：流量・出入口温度又は蒸気圧）を、機器配置図に明記してください。
  - ・ 燃料電池で発電された電力の系統が分かるように、単線結線図に事業所での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
  - ・ 水素燃焼機器で得られた熱エネルギーの供給ルートが分かるように、熱の供給をフロー図化した資料を添付してください。
  - ・ 燃料電池等水素利用機器を設置する建築物の平面図（代表階、受電設備が設置されている階、熱設備が設置されている階、燃料電池を設置する階）を添付してください。
  - ・ 事業名称は、助成内容が分かるようにしてください。
- ⑪ 当該設備にかかる電力又は水素の調達について

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

- ・ 当該設備で必要となる再生可能エネルギーによる発電した電力又は水素の調達方法を事業実施計画書（設備稼働から5年程度の計画）に記載してください。  
なお、事業所内又は事業所外調達の調達割合についても記載してください。

⑫ 事業実施計画書は、設備等の運用計画上の数値を用いて、具体的に記載してください。

⑬ 様式に記載する単位は、以下の種類から最適な単位を選択して金額に反映してください。

対象様式：①第1号様式 ②第9号様式 ③第11号様式 ④第18号様式

単位の種類：台、機（器）、個、本、枚、人工、箇所、日、時間、式、kg、m、  
M<sup>2</sup>、m<sup>3</sup>

(2) 事業着手日及び実績報告書提出日

① 事業着手日

交付決定の通知を受領した日以降で、助成対象設備の導入に係る設計又は工事の契約を締結した日になります。（契約が複数に分かれる場合は、最初の契約締結日）

② 実績報告書提出日

**工事完了年月日から3か月以内又は令和11年12月28日のいずれか早い期限までに、「実績報告書（第18号様式）」をご提出ください。**実績報告書における「工事完了年月日」とは、交付決定を受けた助成対象設備設置工事等の導入と、これに係る全ての支払い等が完了した日になります。

※助成対象経費の支払いは、原則、被交付者自身が行うものとします。共同申請者等の支払は原則認めません。

## 2.4. 審査

(1) 審査の流れ等

審査の手順は、以下のとおりです。

- ① 「1.4.1 助成対象事業者」、「1.4.2 助成対象事業」及び「1.4.5 交付の条件」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ② 申請書類が整った申請案件は、先着順に受理します。
- ③ 受理した申請に係る本助成金の交付額が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を停止します。
- ④ 予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。
- ⑤ 受理後、本審査を行います。
- ⑥ 必要に応じ、ヒアリングや不備出しを行い、確認を重ねていきます。
- ⑦ 必要に応じて現地確認・調査を行うことがあります。

注1 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

注2 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。

注3 助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の申請を制限することがあります。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

注4 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

## 2.5. 交付決定

### (1) 交付決定通知

審査の結果に基づき、公社が交付を決定した事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付決定番号及び助成金の交付上限額等について記載した「助成金交付決定通知書（第4号様式）」を、不交付の場合は「助成金不交付決定通知書（第5号様式）」を送付します。

なお、条件を付して交付決定を行う場合があります。

(注) 公社が通知する助成金の交付上限額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。

また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えて交付することはできません。

なお、交付要綱第16条の規定に基づき助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合においても、当初の交付決定額を上回る交付はできません。

### (2) 交付決定通知書の確認等

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。

助成金交付決定通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

## 2.6. 助成事業の着手から工事完了まで

### (1) 助成事業の着手

- ① 助成事業者は、申請の内容の設備導入計画を遂行するため、事業の実施に当たっては、交付決定後、速やかに当該設備の設計、調達及び工事等の契約を行ってください。複数契約を実施する場合は契約締結前に別途公社までご相談ください。
- ② 「助成事業開始届（第9号様式）」に、工事契約書の写し等必要書類を添付して、助成事業に着手した日から起算して14日以内に提出してください（記載例1参照）。着手した日とは、助成事業を構成する工事等のうち、最初の契約締結日を指します。
- ③ リース事業者又はESCO事業者との共同申請の場合も、助成金交付決定通知書の受領日以降、速やかに本契約を締結するなどし、助成事業に着手してください。
- ④ 入札を実施しない場合、当該工事の発注先は複数者からの見積りにより決定してください。
- ⑤ 交付決定以前に発注・契約締結済のものは助成事業の対象外となりますのでご注意ください。

⑥ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行います。

⑦ 助成事業開始届の提出後は毎月工事進捗状況をご報告ください。

注 工事は建設業法の許可のある事業者に発注し、契約すること。

### <利益相当分の排除について>

助成事業において助成対象経費の中に助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

#### ■利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

① 補助事業者自身

② 100%同一の資本に属するグループ企業

③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く）

#### 【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

⇒ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率（売上利益率（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

⇒ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引原価 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

#### 【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する諸経費（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

⇒ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費率（販売費及び一般管理費）

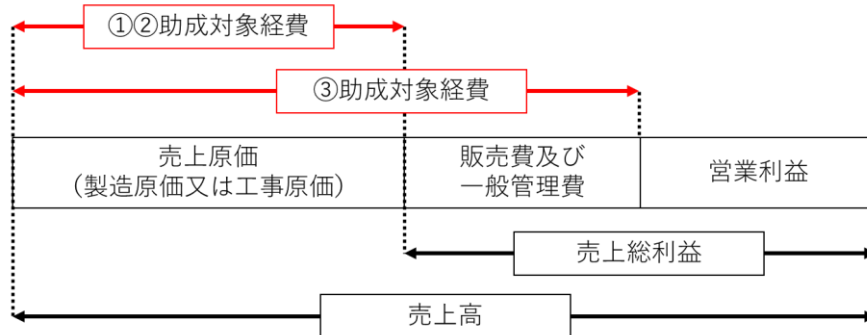
〔原価と諸経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

⇒ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



注意点：上記内容の判定にあたり、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※書類の提示がない場合は、利益等控除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に「助成金交付申請撤回届出書（第10号様式）」を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。（記載例2参照）

(3) 事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続できなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更に伴う申請

① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について、以下の変更の可能性が生じた場合は、速やかに「助成対象事業計画変更申請書（第11号様式）」を提出してください。なお、事態が生じてからの変更申請は認められません。

ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、助成対象事業者の要件や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※ リース事業者、ESCO事業者との共同申請の場合は、料金計算書等についての修正資料も提出していただきます。その際、変更となった部分分かる資料を添付する必要があります。

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に応じます。

② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

(5) 事業者情報の変更に伴う届出

助成事業者は、代表者、住所、商号、担当者等を変更した場合は、速やかに、「住所等の変更届出書（第12号様式）」を提出してください。

(6) 債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承することは認められません。ただし、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、「債権譲渡承認申請書（第13号様式）」を提出し、公社がその旨を承認し、債権譲渡承認通知書により助成金の交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

(7) 工事遅延等の報告

- ① 助成事業者は、助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の事業実施期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書（第15号様式）」を公社に提出してください。ただし、本事業の実績報告提出期限（令和11年12月28日）を超えての遅延は認められません。
- ② 遅延の理由、内容が認められた場合は、公社は助言その他必要な措置をとりますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、交付決定取消しとなり、助成金は交付されません。

(8) 助成事業の廃止

- ① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに「助成事業廃止申請書（第16号様式）」とその状況を示す資料を提出し承認を得る必要があります。
- ② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行い、その旨を助成事業者に通知します。なお、承認に当たっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 実績の報告

助成事業者は、助成事業に係る工事（支払いを含む）完了後、3か月以内又は令和11年12月28日のいずれか早い期限までに実績報告書（第18号様式）及び添付書類を公社に提出してください。

## 2.7. 助成金の額の確定

- (1) 公社は、「実績報告書（第18号様式）」を受理した後、書類の審査及び現地調査により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を「助成金確定通知書（第19号様式）」により通知します。
- (2) 申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

※助成金の額が確定又は交付された後でも、「2.10交付決定の取消し」の要件に該当した場合は交付決定が取消されることがあります。

(3) 支払確認書類について

本助成事業では、不正受給防止及び助成対象経費の適正確認のため、実績報告時に、助成対象経費の支払内容が確認できる「支払確認書類」の提出を求めます。支払確認書類は、金融機関等が作成又は発行する記録により「支払元」「支払相手方」「支払日」「金額」が確認できるものに限ります。

## 2.8. 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社より助成金確定通知書を受領次第速やかに「助成金交付請求書（第20号様式）」を提出してください。
- (2) 公社は、助成金交付請求書を受領後、記載内容の確認を行い、助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が、助成金確定通知書と違う場合、助成金は支払われません。
- (4) 助成金の振込み口座は原則として助成事業者の口座としますが、共同申請の場合は、助成事業者が指定するリース事業者又はESCO事業者の口座への振込みとします。

## 2.9. 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
  - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - ③ 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき。
  - ④ 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - ⑤ その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

(取消しの具体例)

  - ア 要件とする仕様を満たさない純水素型燃料電池等を設置した場合
  - イ 交付決定日より前に発注、契約等を行っていた場合
  - ウ 他の都の助成金との重複受給が判明した場合
  - エ 交付要綱及び本手引きに明記されている提出書類が提出されない場合
  - オ 建設業法等の法令違反が発覚した場合

## 2.10. 交付決定後の注意事項

### (1) 遂行状況調査

助成対象事業実施中、遂行状況の確認を行う場合があります。公社から指示があった際は、速やかな対応をお願いします。

### (2) 助成金の返還

公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは「助成金返還報告書（第21号様式）」を公社に提出する必要があります。

### (3) 違約加算金

「2.9 交付決定の取消し」により助成金交付の取消しを受け、助成金の返還となった助成事業者については、助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

### (4) 延滞金

助成事業者が返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

### (5) 他の助成金等の一時停止等

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

### (6) 財産の管理及び処分

- ① 助成事業者は、助成事業により取得し、整備又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなくてはならず、処分を行ってはけません。
- ② 取得財産等のうち取得価格が単価50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書（第22号様式）」を提出し、公社の承認を受けなければなりません。
- ③ 取得財産等の処分について承認を受け、当該取得財産等を処分した場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外のものと明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- ② これら帳簿や証拠書類は、助成金の額が確定した日の属する公社の会計年度終了の日から法定耐用年数の期間を超過するまでの間、管理・保存する義務があります。

## 2.11. 調査等、指導・助言

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

## 2.12. 個人情報等の取り扱い

本事業の実施に関して知り得た助成事業者（交付申請者を含み、法人の場合はその他役員・従業者等を含む。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用します。

- (1) 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- (2) 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- (3) 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- (4) 助成金制度に関する統計分析、およびその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
- (5) 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
- (6) 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供

## 2.13. 不正手続等に対する措置（交付要綱第24条の2参照）

公社は、交付申請者、助成事業者又は施工業者（以下「交付申請者等」といいます。）が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続若しくは当該申請に係る施工を行った場合又はその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができます。この場合において、交

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなします。

- (1) 公社は被交付者に対し不交付の決定を行い、交付決定の取消し及び本助成金の返還並びに違約加算金の請求を行います。
- (2) 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象事業者、手続代行者又は施工業者の対象外とします。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表します。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

（記載例1）

第9号様式（第13条関係）

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿	○○○○年○○月○○日 助成事業開始届作成日を記入			
本記載例は、助成対象事業実施者、リース事業者による共同申請の場合を想定しています。	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">                             △○○○×××                              株式会社                              代表取締役                         </td> <td style="width: 10%; border: none;">                             ○-○-○                              ×△○□                              △◆ ○□                         </td> <td style="width: 60%; border: none;">                             住所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆                              氏名 株式会社 ○○○                              代表取締役 ●● ○○                         </td> </tr> </table>	△○○○××× 株式会社 代表取締役	○-○-○ ×△○□ △◆ ○□	住所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆ 氏名 株式会社 ○○○ 代表取締役 ●● ○○
△○○○××× 株式会社 代表取締役	○-○-○ ×△○□ △◆ ○□	住所 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆ 氏名 株式会社 ○○○ 代表取締役 ●● ○○		
「助成金交付決定通知書」に記載されている日付・番号です。	共同申請の場合のみ記入			
<h2 style="margin: 0;">助成事業開始届</h2>				
令和○○年○○月○○日付○都環公地温...について、事業を開始したので、グリーン水素促進事業助成金交付要綱（令和7年7月24条第2項の規定に基づき届け出ます。				
助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称・番号です。				
事業の名称	●●事業所における純水素型燃料電池導入事業			
交付決定番号	△○○○×××			
交付決定額	〇,〇〇〇,〇〇〇円			
工事期間	着手年月日 : ○〇年○○月○○日 完了予定年月日 : △△年△△月△△日			
助成金交付申請額	(1)助成対象事業に要する経費   ×××,×××,×××円 (2)助成対象経費                   ×,×××,×××円 (3)助成金交付申請額             ×,×××,×××円			
助成対象設備	（空欄）			
助成対象事業者 連絡先	会社名 部課名 担当者氏名 住所 電話番号 携帯番号 Eメール			
備考	提出書類についての問い合わせなどに対応できる方の情報を記入してください。			

（記載例2）

第10号様式（第14条関係）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

助成金交付申請撤回届出書作成日を記入

本記載例は、助成対象事業実施者、リース事業者による共同申請の場合を想定しています。

△〇〇〇××× 〇-〇-〇 住所 東京都●●区▲▲◆◆  
株式会社 ×△〇□ 氏名 株式会社 〇〇〇  
代表取締役 △◆ 〇□ 代表取締役 ●● 〇〇

「助成金交付決定通知書」に記載されている日付・番号です。

共同申請の場合のみ記入

## 助成金交付申請撤回届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇都環公地温第〇〇事業について、グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業（令和7年7月24日付7都環公地温第〇〇事業）に基づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

助成金交付決定通知書に記載されている事業の名称・番号です。

事業の名称 (交付決定番号)	●●事業所における純水素型燃料電池導入事業 ( )
取下げの理由	
助成対象事業者 連絡先	会社名 部課名 担当者氏名 住所 電話番号 携帯番号 Eメール  提出書類についての問い合わせなどに対応できる方の情報を記入してください。
備考	

### 3. よくある質問等 (Q&A)

#### (1) 助成対象事業者について

Q1 E S C O事業者が、ギャランティード・セイビングス契約を締結予定の場合は、共同申請者になりますか？

A1 上記1に示すように、設備の設置者が共同申請者に名を連ねることになってい  
ます。ギャランティード・セイビングス契約の場合の設備設置は、施設の所有者かリ  
ース事業者となりますので、E S C O事業者は共同申請者とはなりません。

Q2 外資系企業は助成対象ですか？

A2 「手続きの手引き」の「1.4.1助成対象事業者」に示す助成金の交付対象となる事業  
者に該当する場合は助成対象となります。提出書類に、英文その他外国語表記の書  
類が含まれる場合は、日本語訳を付けてください。

#### (2) 助成対象事業について

Q1 純水素型燃料電池を設置して、電力及び熱を主に建物の中で消費する予定ですが、  
一部余剰電力を、FITを活用して売電する予定です。このスキームは、助成対象とな  
りますか？

A1 売電は認められないため、助成対象とはなりません。

Q2 再生可能エネルギーによる発電設備で発電した電力を調達する場合、具体的にはど  
ういったものが対象となりますか？

A2 具体的には、主に以下の方法が対象となります。

① 同一事業所内にく自社が保有>する再生可能エネルギー由来の発電設備から電力  
を調達

② 同一事業所内にく他社が保有>する再生可能エネルギー由来の発電設備から電力  
を調達

③再生可能エネルギー由来の発電設備で発電した電力を<専用線>を經由して調達

④再生可能エネルギー由来の発電設備で発電した電力を<系統>を經由して調達

また、再生可能エネルギー電力証書の購入や環境価値の活用による対応は、対象外と  
なるためご留意ください。なお、非化石証書についても対象外です。電力を調達する  
場合には、必ず事前相談をしていただきますようお願いいたします。

Q3 交付要綱第5条第1項第1号イにおいて「当該設備に要する電力の全量相当分を同  
一事業所内又は事業所外の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであるこ

と」と規定されていますが、〈全量相当分〉とはどのように算出したらよいですか？

A3 当該設備の定常運転時にかかる消費電力をもとに算出してください。

Q4 交付要綱第5条第1項第1号工において「災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給を継続できるもの（機能が一部制限される場合も含む。）であること。」と規定されていますが、どのように申請書を作成すればよいでしょうか。

A4 系統が途絶えた場合の運転計画を作成してください。

その際、供給可能な電力量などの理由から、機能が一部制限される場合は、稼働率0%といった形で、ご作成ください。

Q5 燃料電池に自立分散型電源機能がないのですが、蓄電池システム等との組み合わせでその機能を構築しても助成対象になりますか？

A5 自立分散型電源機能を有する蓄電池等と組み合わせて助成要件を満たす機能を構築できれば、助成対象とみなすことができます。

Q6 圧縮機本体を申請予定です。この場合は貯蔵設備と運搬設備、どちらの設備で申請したらよいでしょうか。

A6 貯蔵設備への充填に必要か、運搬する為に必要かで判断しますので、事前に公社までご相談ください。

Q7 製造設備を申請予定です。利用先として、製造した水素を無償で他事業者等に提供する場合、助成対象となるでしょうか。

A7 提供先においてエネルギーとして適正に利用され、その確認ができる場合においては、可とする場合があります必ず事前相談をしていただきますよう、お願いいたします。

### (3) 交付の条件について

Q1 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A1 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。ただし、本事業の助成金を受けた設備は、法定耐用年数の期間を超過するまでの間、管理・保存する義務を負っていただきます。

### (4) 申請について

Q1 建築工事等、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応は、どのようにすればよいですか？

A1 一括で見積書が作成されている場合は、助成対象と助成対象外設備に区分していただく必要があります。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

---

Q2 リースでの申請を検討しています。当社は機器の購入や工事の費用の支払いを行いませんが、共同申請しなければならないですか？

A2 交付要綱第3条に基づき、助成対象事業実施者とリース事業者が共同申請する必要があります。

Q3 代行申請は認められますか？

A3 本事業において、代行での申請は認められません。

#### (5) 審査及び交付決定について

Q1 審査で落ちることはありますか？

A1 書類に不備がある場合や実施要綱等の目的を達成できないと判断される申請は不交付決定となる場合があります。

#### (6) 交付決定後について

Q1 業者選定に際して、見積依頼を口頭で行ってもいいですか？

A1 見積依頼は、業者選定の透明性、公平性を担保するために必要ですので、必ず書面で行ってください。

Q2 助成事業の契約を、随意契約で行ってもいいですか？

A2 交付要綱第12条に基づき、入札や複数社からの見積書の徴収等により競争性を確保する必要があります。ただし、競争に付することが著しく困難又は不相当である場合には、合理的な理由を具体的に記載し、申請書とともにご提出ください。

Q3 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、工事完了から3か月以内に助成事業に係る「実績報告書（第18号様式）」を会社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、事業の完了はいつになりますか？

A3 この場合の事業の完了とは、助成申請事業に係る最後の工事とこれに係る支払いが完了した時点となります。

Q4 令和11年（2029年）12月28日までに事業を完了できない場合、どうしたらいいですか？

A4 助成金の交付期限が決められていますので、令和11年（2029年）12月28日の期限は、厳守しなければなりません。12月28日以降に完了予定がずれ込む場合は、「助成事業廃止申請書（第16号様式）」の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

Q5 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A5 「助成事業計画変更申請書（第11号様式）」を提出してください。

Q6 申請の撤回をする場合、交付決定後14日以内とありますが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応は、どのようにすればいいですか？

A6 事態の変化により交付決定日から14日以降に取り下げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書（第16号様式）」を提出してください。

Q7 利益等排除が必要な事業者ですが、出資比率が開始届提出時から変更になった場合は、どうすればよいですか？

A7 実績報告書提出の前に、公社に相談してください。

## (7) その他

Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定させ、請求を受けた後に支払を行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

Q2 工事の途中若しくは実績の報告が完了する期間までに、天災地変などで設備を棄損した場合、どうすればよいですか？

A2 まずは、公社へ状況の報告をしてください。

グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

【様式一覧表】

様式	書式名称	交付要綱
第1号様式	助成金交付申請書（別紙）	第8条
第2号様式	助成対象事業実施計画書	第8条
第3号様式	誓約書	第8条
第4号様式	助成金交付決定通知書	第9条
第5号様式	助成金不交付決定通知書	第9条
第6号様式	普及啓発活動実施報告書	第10条
第7号様式	その1 再生可能エネルギー発電量、グリーン水素製造量及び水素充填量の実績（製造設備） その2 水素供給量及び供給方法等の実績（貯蔵設備） その3 水素供給量及び供給方法等の実績（運搬設備） その4 稼働状況の実績（純水素型燃料電池） その5 稼働状況の実績（業務・産業用燃料電池） その6 水素消費量及び相当蒸発量の実績（ボイラー） その7 水素消費量及び熱出力量等の実績（温水発生機） その8 水素消費量及び電力量等の実績（冷温水発生機） その9 水素消費量及び熱出力量等の実績（バーナー） その10 水素消費量及び熱出力量等の実績（エンジン発電機）	第10条
第8号様式	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	第10条
第9号様式	助成事業開始届（別紙）	第13条
第10号様式	助成金交付申請撤回届出書	第14条
第11号様式	助成事業計画変更申請書（別紙）	第16条
第12号様式	住所等の変更届出書	第17条
第13号様式	債権譲渡承認申請書	第18条
第14号様式	債権譲渡承認通知書	第18条
第15号様式	工事遅延等報告書	第19条
第16号様式	助成事業廃止申請書	第20条
第17号様式	助成事業廃止承認通知書	第20条
第18号様式	実績報告書（別紙）	第21条
第19号様式	助成金確定通知書	第22条
第20号様式	助成金交付請求書	第23条
第21号様式	助成金返還報告書	第25条
第22号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第23号様式	取得財産等処分承認通知書	第29条

改定履歴

令和8年 5月 制定